

相模女子大学・相模女子大学短期大学部利益相反マネジメント規程

令和3年6月9日

制定

(目的)

第1条 この規程は、相模女子大学・相模女子大学短期大学部（以下「本学」という。）の教職員等の産学官連携活動における利益相反を適正に管理し、教職員等の利益相反による不利益の防止を図ることにより、教職員等が安心して活動できる環境を整備することを目的とする。

(利益相反マネジメントの対象者)

第2条 利益相反マネジメントの対象は、次に掲げる者（総称して「教職員等」という。）とする。

- (1) 本学の専任教職員
- (2) 本学から一定の身分を付与されている者
- (3) その他第5条に規定する委員会が指定する者

(利益相反マネジメントの対象)

第3条 この規程における利益相反マネジメントは、次の各号に掲げる産学官連携活動を対象とする。

- (1) 教職員等が、学外に対して種々の産学官連携活動（共同研究、受託研究等）を行う場合
- (2) 教職員等が、大学院生、学生等を産学官連携活動（共同研究、受託研究等）に従事させる場合
- (3) その他第5条に規定する委員会を対象とすることを定めた場合

(利益相反マネジメント統括責任者)

第4条 本学における利益相反マネジメントに関する事項を統括するため、利益相反マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

2 統括責任者は、副学長（研究・情報担当）をもって充てる。

(委員会の設置)

第5条 利益相反を適正に管理するため、相模女子大学・相模女子大学短期大学部利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号をもって組織する。

- (1) 研究倫理委員会委員
- (2) 本学の専任教職員以外の者で、利益相反の管理に精通している者又は関連する法律等に詳しい者もしくは産学官連携活動に詳しい者 若干名

(任期)

第6条 前条第2項第2号の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、副学長（研究・情報担当）をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(臨時委員)

第8条 第5条第2項の規定にかかわらず、委員会が審議のために必要と認めるときは、専門知識を有する者を臨時委員として審議に参加させることができる。

(審議事項)

第9条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反マネジメントに係る規程等の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関する事項
 - (3) 利益相反による弊害が懸念される個々のケースの検討、勧告等に関する事項
 - (4) 利益相反マネジメントのための調査及び助言に関する事項
 - (5) 利益相反に関する社会への情報公開に関する事項
 - (6) その他本学の利益相反マネジメントに関する重要事項
- 2 前項第2号及び第3号に定める弊害とは、次のとおりとする。
- (1) 本学教職員として果たすべき責務に支障が生じる
 - (2) 利害関係先企業等への便宜を図る
 - (3) 研究結果にバイアスが生じる

(議事)

第10条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の決議は、出席委員の3分の2以上をもって決する。
- 3 当該議事に利害関係を有する者は、審議に加わることができない。

(意見の聴取)

第11条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員等の義務)

第12条 委員会の委員は、その任期中及び任期満了後において、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 前条の規定により委員会に出席を求められた者及び委員会の事務に携わる者は、前項の規定を準用する。

(利益相反マネジメントのための調査)

第13条 第9条第1項第4号の調査及び助言は、次に掲げる方法により実施する。

- (1) 利益相反マネジメント自己申告書の提出
- (2) 聞き取り調査
- (3) 各種事前相談
- (4) モニタリング
- (5) その他

2 前項各号による調査の実施手続きは、委員会が決定する。

3 教職員等は、第1項に定める調査及び助言に対し、誠実に対応しなければならない。

(審議、勧告、決定等の手続)

第14条 委員会は、前条の規定により実施した調査に基づく審議の結果、必要と認められる場合は、関係する教職員等に対して利益相反に関する勧告等を行う。

2 委員会は、審議の結果及び勧告等の内容について、学長に報告し、関係する教職員等に速やかに通知する。

3 当該教職員等は、委員会の勧告等に不服がある場合は、申し出により委員会に再度審議を求めることができる。この場合において、不服の申し出があったときは、委員会は再度審議を行い、学長が最終決定を行う。

4 前項により、学長の決定が下された場合、当該教職員等は、正当な事由がない限り再審議を求めることはできない。

5 教職員等は、勧告等を受けた場合には、これを遵守しなければならない。

6 委員会は、勧告等を行った場合、当該教職員等の勧告等に対する遵守状況を確認する。

7 委員会が承認した産学官連携活動を行った教職員等については、その活動に関する学外からの利益相反の指摘に対して委員会が対応する。

(利益相反マネジメント自己申告書等の保存)

第15条 委員会は、提出された利益相反マネジメント自己申告書等を秘密書類として管理及び保存する。

2 前項の書類の保存期間は当該活動終了後5年間とする。

(研修及び啓発活動の実施)

第16条 委員会は、利益相反マネジメントの対象となり得る者を中心として教職員等に対し、定期的に研修会を開催するとともに必要に応じて啓発活動を実施する。

(学外への情報公開)

第17条 委員会は、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学外に公表することにより社会に対する説明責任を果たす。

2 委員会は、学外への情報公開に当たって、個人情報の保護に留意する。

(事務)

第18条 委員会の事務局は、学術研究支援課が担当する。

(規程の改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、「学校法人相模女子大学諸規程に関する規程」第 4 条の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。